

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査
I 男女の人権を尊重する社会づくり	1 女性への暴力防止に向けた啓発活動の推進	1 あらゆる暴力等の根絶に向けての社会的認識の徹底 ・女性に対する暴力の実態調査の実施 ・女性に対する暴力をなくす学習機会の提供 ・暴力等の根絶に向けた啓発資料の作成 ・暴力等の根絶に向けた広報活動の推進	市民	男女共同参画課	5	市政だより、HP、男女共同参画週間におけるロビー展(市庁舎、図書館)での啓発 平成25年8月配偶者暴力相談支援センターの解説 相談電話番号などを記載したカード等での市民への周知。 DV防止啓発講演会、DV相談員養成講座の開催。	・DV被害に遭ったことのある割合は男性9.9%、女性23.1%であった。  ・相談機関に対する認知度は、警察が最も高く7割強であり、続いて市民相談が4割、配偶者暴力相談支援センターは3割である。
				子育て支援課	6	家庭内暴力に関する相談を窓口や電話で実施	
				人権擁護課	5	お茶の間人権教育懇談会や事業所セミナー等で、セクハラ、マタハラ、DV等についての学習会を積極的に取り入れるなどして開催(平成30年度実施した学習会への延べ参加者は、1268名)	
	2 暴力等を許さない社会環境づくりの推進	1 暴力防止への関係各機関との連携強化 ・新居浜市DV対策連絡会議の活用 ・新居浜市要保護児童対策地域協議会の活用・充実	関係各機関	男女共同参画課	6	配偶者暴力相談支援センターを中心に警察など各関係機関との連携を図っている。	・職場におけるハラスメントに関して、男性の2割強、女性の3割弱が経験があると回答している。前回と比較すると、女性は減少傾向にあったが、男性は増加傾向にある。
				子育て支援課	6	児童虐待に関し、市の窓口として新居浜市要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に関係機関と連携し、対応を図っている。	
				人権擁護課	5	新居浜市人権尊重のまちづくり審議会を設置。西条人権擁護委員協議会等の各関係機関とも連携を図っている。	
	3 被害者等への支援の充実	2 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進	市民、事業所等	男女共同参画課	4	関連パンフレット配布等による周知	・DVを受けたときに、「言い返した・反撃した」とした回答が全体で見ると最も多かったが、女性は「離婚や別居を考えた」とする回答が5割弱と最も高かった。また、女性の3割強は「その場から逃げようとした・逃げた」と回答した。  ・今後推進していくべき施策として「女性相談(DV・家庭相談・職業など)の窓口の充実」を回答した割合は全体の2割強であった。
				産業振興課	4	関連パンフレットの配布等による周知	
		1(1)相談窓口の充実と専門カウンセラーの育成	暴力の被害者	男女共同参画課	6	平成25年8月に配偶者暴力相談支援センターを開設 相談員の育成・資質の充実のため、国・県等が開催する研修会に積極的に参加	
				子育て支援課	6	相談員1名を配置し、相談業務を実施	
		(2)被害者の救済、支援のための関係各機関等との連携システムの拡充	関係各機関等	男女共同参画課	6	新居浜市DV対策連絡会議を組織し、各関係機関との連携を図っている。	
				子育て支援課	6	市の窓口として東予子ども・女性支援センター、母子生活支援施設、児童養護施設等との連携を図りながら、被害者の救済支援に当たっている。	
(3)支援団体等への情報提供と支援	支援団体等	男女共同参画課	6	国際ソロプチミスト新居浜、国際ソロプチミスト新居浜みなみ、社会福祉協議会の支援により、被害者の自立に向けた取組を行っている。 NPO法人新居浜ほっとねっとと連携しDV被害者支援を実施			
		子育て支援課	6	支援団体から支援依頼があれば情報提供など対応している。			
2 緊急一時保護体制の充実と自立に向けての支援	暴力の被害者	男女共同参画課	6	平成16年配偶者暴力被害者緊急避難支援等に関する要綱を制定し、被害者の緊急一時保護に支援している。また、子育て支援課、生活保護担当課及び関係機関との連携により自立に向けた支援を実施している。			
		子育て支援課	6	緊急避難施設を活用し、一時保護を行っている。			

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査
I 男女の人権を尊重する社会づくり	2 メディアにおける男女の人権の尊重	1 メディアの重要性の啓発の促進	1 メディアの送り手等に対する協力要請 ・ジェンダーの再構築の防止、女性の人権尊重や暴力表現等に対する配慮への働きかけ		男女共同参画課	5	新居浜市男女共同参画推進条例の周知	・「男女共同参画社会」に対する認知度は、前回調査時よりも増加しているが、「知らない」「聞いたことがあるが、意味はよく分からない」を合わせると全体の6割を占めている。
		2 男女平等の視点からの表現の啓発促進	1(1)女性の人権を尊重した表現の啓発活動の推進 ・メディアと表現についての学習機会の提供	市民	男女共同参画課	5	男女共同参画に関する出前講座等の実施。	・今後推進していくべき施策について「男女共同参画に関する幅広い情報の提供」を回答した割合は全体の4割弱であった。
			(2)女性の人権を尊重した表現の促進 ・公的機関の作成する広報、出版物等における性にとられない表現の促進 ・ガイドライン等の研究及び作成	市民	男女共同参画課 秘書広報課	5	広報委員の女性登用により、市が作成する広報等における適切な表現方法を図っている。	
		3 メディア・リテラシーの向上(メディアの内容を読み取り活用する能力)	1 メディア・リテラシーについての学習機会の提供 ・学習会、講座等の開催 ・学校での情報教育の推進	市民	男女共同参画課	5	男女共同参画に関する出前講座等の実施。	
	社会教育課				0	特に実施していない。		
	教職員				6	教職員の情報教育能力の向上を図るため、教育センターを中心に研修の充実		
	3 性や生命の理解と尊重	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発(女性の自己決定権を尊重しようとする考え方で、女性の生命の安全や健康を保障する権利)	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する認識を深める学習機会の充実	市民	男女共同参画課	3	保健センター、教育委員会への情報提供	
					保健センター	6	母子健康手帳発行時にすべての妊婦に実施している。	
		2 性に関する教育の推進	1(1)家庭や地域等における適切な性教育と健康教育の推進	市民	保健センター	6	高校3年生を対象とした「独り立ちサポートブック」をホームページに掲載し、その中に性感染症等について正しい知識について盛り込んでいる。	
					児童・生徒	6	保健体育等の授業で指導	
		3 生命・健康を脅かす問題についての対策の推進	1 HIV/エイズや性感染症の健康被害(生殖機能や胎児に影響を及ぼすもの)に関する情報提供	市民	保健センター	6	保健所・県との連携を図りながら情報提供を行い、知識の普及・向上に努めている。	
					2 薬物乱用等の対策の推進 ・薬物乱用防止教育の推進 ・喫煙、飲酒等に関する情報提供と教育の推進	中学生、市民	保健センター	
			学校教育課	6			薬物乱用防止教室の開催、禁煙教育の推進。公立幼稚園全てが敷地内禁煙を実施。学校等に来校する市民の方々に引き続き理解をいただくため周知(啓発・看板の設置)	
		3 人身売買等の問題に関する広報活動等の推進	市民	男女共同参画課	3	市庁舎、ウイメンズプラザ等に啓発ポスターの掲示及びリーフレットの配布。		
	4 国際理解・交流の推進	1 国際理解のための学習機会等の充実	1 諸外国の女性問題に関する資料の収集と提供	市民	地域コミュニティ課	3	インターネット等を活用して、必要に応じて資料の収集に努めている。	
2 国際化に対応できる人材の育成と活用			市民	男女共同参画課	3	ウイメンズプラザにおける、外国語の講座の実施。		
2 国際交流活動等の推進		1 交流団体の活動への支援	交流団体	地域コミュニティ課	4	国際交流ボランティア団体で活動している市民については女性が多く、従来どおり支援を実施している。		
		2 在住外国人の生活等に関する相談体制の充実	在住外国人	地域コミュニティ課	5	国際交流協会内に外国人対応窓口を設置し、英語・中国語が堪能な職員を配置することで、外国人に対して、窓口や電話での対応がスムーズに出来るようになり、相談体制の充実が図られている。		
		3 国際協力活動の情報の収集と提供	市民	地域コミュニティ課	4	国県からの情報やインターネット等を活用して、必要に応じて資料の収集に努めている。		



男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査	
II 男女共同参画の意識づくり	1 現行の社会制度・慣行の見直し、意識の改革(固定的な性別役割分担意識)	1(1)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行等の見直しの推進	市民	男女共同参画課	3	市政だよりや各種講座、男女共同参画推進週間内のロビー展等による啓発活動。	<p>・「男性は仕事、女性は家庭」とする固定的役割分担意識は「そう思う」と回答した割合減少傾向にあり、全体の8割は「そう思わない」と回答した。男女別でみると「そう思う」と回答した割合は、男性が女性より12%上回っていた。</p> <p>・家庭内における役割分担について、「家事」「育児」「介護」の分野それぞれで、「平等」とする回答は増加傾向にあり、介護の分野においては、「平等」が半数を超えている。しかし、「家事」「育児」の分野では女性が7割弱、「介護」では女性が4割強を占めており、固定的役割分担意識は解消傾向にはあるものの、家庭における役割については、女性が多く担っている結果となった。</p> <p>・「『男(女)だから』という決めつけはその人の可能性を閉じ込めてしまう」に対して「そう思う」と回答した割合は、全体の9割弱を占めている。</p> <p>・「社会の意識やそれに基づく制度・慣行によって、男女が仕事や生き方について多様な選択ができていない」に対して、「そう思う」と回答した割合は、全体の7割弱を占めている。</p> <p>・「男女がともに仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきである」に対して「そう思う」と回答した割合は、全体の9割を占めている。</p>	
			市民	男女共同参画課	3	内閣府男女共同参画局や愛媛県男女参画・県民協働課からの情報やメルマガ、インターネットによる情報の収集などを行っている。		
			市民	男女共同参画課	4	男女共同参画社会基本法等及び新居浜市男女共同参画推進条例についてパンフレット作成、市政だより、ホームページ等による啓発を実施。		
		2 男女平等意識やジェンダーにとらわれない意識の定着に向けての広報、啓発活動等の充実	市民	男女共同参画課	5	男女共同参画推進週間におけるロビー展、女性フォーラム及び男女共同参画社会づくり講演会等により、男女平等意識やジェンダーにとらわれない意識の定着などに積極的に努めている。		
			3 男女共同参画の視点に立った家庭、地域環境づくりの啓発活動の実施	市民	男女共同参画課	4		男女共同参画に関する出前講座等の実施。
				4(1)男性の意識啓発を推進するための学習機会の提供	男性市民	男女共同参画課		5
		産業振興課			4	関連パンフレットの配布等により周知。		
		(2)生活技術習得のための講座等の充実	高齢者市民	男女共同参画課	4	ウイメンズプラザにおける講座において、生活・教養、子育て支援について学習を深める機会を提供		
				子育て支援課	0	特に実施していない。		
				介護福祉課	4	市老人クラブ連合会主催の減塩料理教室等の開催		
	保健センター			0	特に実施していない。(出前講座で依頼があれば対応)			
	2 様々な方法による広報啓発活動の推進	1(1)多様な機会と媒体を活用した広報啓発活動の推進	市民	男女共同参画課	5	市政だより7・8月号に特集記事等を掲載している。市ホームページ及びSNSも活用し広報している。		
				秘書広報課	5	男女共同参画に関し、日頃から広報、啓発活動に積極的に取り組み、毎年、市政だよりに特集記事等を掲載している。		
		(2)各種団体、企業等との連携による広報啓発活動の推進と支援	市民、企業等	男女共同参画課	5	女性連合協議会や各種団体と連携し広報活動を行った。登録企業に対してはメルマガを送信し各種情報提供をしている。		
				産業振興課	3	新居浜商工会議所等との連携による広報啓発。関連するセミナー等を市政だよりにより周知。		
3 男女共同参画に関する学習活動の推進				市民	男女共同参画課	5	女性フォーラムや男女共同参画社会づくり講演会等の開催により学習機会の提供。ウイメンズプラザにおける各種講座における学習機会の提供	
	各種団体、企業等	男女共同参画課	4		男女共同参画に関する出前講座等で対応			

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査	
II 男女共同参画の意識づくり	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	1 教育関係者等の意識啓発	1 男女共同参画社会や女性問題に関する学習、研修会等の実施	保育園職員、幼稚園職員、教職員等	子育て支援課	6	各園において人権についての自主研修を実施		
					学校教育課	6	人権についての研修を実施		
		2 保育所・幼稚園・学校における男女平等に関する教育の推進	1 幼児期からのジェンダーにとらわれない保育、教育の推進 ・男女共同参画社会に関する教材や資料の作成	園児、児童、生徒	子育て支援課	6	職場会において職員に周知し、通常保育の中で対応している。		・今後推進していくべき施策について「学校での男女平等の推進」と回答した割合が全体の3割強であった。
					学校教育課	6	各学校にて仲間集会の開催		
		2 ジェンダーにとらわれない進路決定や職業選択が行える環境づくりの促進	児童、生徒とその保護者	学校教育課	6	進路説明会の開催			
				3 家庭・地域における男女共同参画の推進	1 男女の固定的役割分担意識の是正のための啓発活動の推進 ・男女平等に関する啓発資料の作成 ・地域での男女平等教育に関する学習機会の提供	市民	男女共同参画課		4
		社会教育課	2				公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、男女の固定的役割分担意識の是正のための啓発活動の一環として、男性料理教室などの学習機会を提供している。		
		地域コミュニティ課	3			出前講座で対応している。			
		2 男女平等の視点に基づく子育て推進のための学習会の実施や講座の開設	市民			男女共同参画課	5		ウイメンズプラザにおける子育て支援に関する講座開催。
				社会教育課	2	公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、子育てに関する講座を開催し、男女問わず子育て世代の方に学習機会を提供している。			
	地域コミュニティ課			3	出前講座で対応している。				
	子育て支援課			6	保護者懇談会や参観日等の機会を通じて対応している。				
	3 男女の自立の促進と学習機会の確保	1 女性の精神的・経済的自立等の促進	1 (1)精神的・経済的自立を促進する学習機会や情報の提供	支援を希望する女性	男女共同参画課	5	ウイメンズプラザにおける再就職援助講座の実施や女性の職業・家庭生活に関する相談活動の実施	・「経済的に、結婚した方が安定した生活ができる」に対して「そう思う」と回答した割合は全体の7割弱を占めている。	
					子育て支援課	6	母子家庭の母親を対象として、パソコン講座や就職準備・離職転職セミナー等の情報提供を行った。		
			(2)相談窓口の情報提供	支援を希望する女性	男女共同参画課	5	市政だより(毎月)、ホームページ、リーフレット等で周知している。相談員による、女性の職業生活・家庭生活相談の実施		
					子育て支援課	6	母子・父子自立支援員を配置し、自立支援の相談に応じている。		
		2 男性の生活的自立の促進	1 男性の生活的自立を促す学習機会の提供	男性市民	男女共同参画課	4	ウイメンズプラザにて料理教室・健康体操等の実施。	・「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」に対して「そう思う」と回答した割合は全体の9割弱を占めている。 ・今後推進していくべき施策について「男性の家庭参加についての学習機会の提供」を回答した割合は全体の3割であった。	
					3 高齢者の自立の促進	1 高齢者の生活、医療、介護などの支援 ・成年後見制度の啓発	高齢者市民		地域包括支援センター
2 高齢者の就業や社会参加を促進する体制整備の充実		高齢者市民	産業振興課	6				新居浜市シルバー人材センターと連携。補助金交付により取組みを行う。	
			介護福祉課	6	老人クラブへの補助、活動支援により高齢者の豊かな経験と知識・技能を生かし、文化伝承活動や軽スポーツなどを実施し、閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る。				



男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査	
II 男女共同参画の意識づくり	4 男女共同参画社会を目指した生涯学習の促進	1 生涯学習推進体制の充実	1 男女共同参画社会をめざした生涯学習への参加促進	市民	社会教育課	3	生涯学習大学、高齢者生きがい創造学園で多様な講座を用意し、幅広い参加促進に努めている。	・今後推進していくべき施策について「自主的な学習活動、ボランティア団体の活動支援」と回答した割合は全体の2割であった。  ・社会活動に参加している割合は全体の37%、参加していない割合は全体の63%であった。  ・参加しない理由としては「きっかけがない」「仕事が忙しい」「関心がない」という回答が多くみられた。  ・参加している社会活動について、全体の7割が「自治会・PTAの活動」と回答しており、ついで「趣味・学習・スポーツ活動」「ボランティア・福祉活動」となっている。
				男女共同参画課	4	男女共同参画に関する出前講座の実施。		
			2 市民にわかりやすく学習機会を提供できる学習プログラムの作成と活用 ・生涯学習関連施設における学習活動の見直し、指導 ・リーダーや生涯学習ボランティア育成事業の充実 ・人材リストの作成とその活用	市民、関係市職員	社会教育課	3	生涯学習施設(生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園)では、スタッフと共に多様なニーズに対応した講座の開設に努めている。	
				男女共同参画課	5	にはま女性ネットワークの活動や、リーダーズスクールの開催により、地域・職場での女性リーダーを育成している。		
		3 学習に係わる情報や資料の収集とその活用 ・郷土の人材発掘とその活用	市民	社会教育課	6	公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、地域の人材を発掘し、活用している。		
				文化振興課	4	文化財の保存・活用の他、郷土資料室「ふるさとラボ」で郷土に関連する岩石鉱物を題材としたワークショップを行うなど活用に努めた。また、芸術文化プログラム事業では講師を市内小中学校に派遣し、質の高い文化芸術に触れてもらった。		
		4 生涯学習施設とネットワークの充実	関係各機関	社会教育課	3	生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園等、ネットワークの充実を図っている。		
		2 生涯学習による社会活動参画への促進	1 まちづくり活動の啓発 ・地域活動、ボランティア活動促進のための情報収集と提供 ・地域活動等で利用可能な公共施設の提供	市民	地域コミュニティ課	4	まちづくり協働オフィスで、市民活動団体の交流や情報交換する場の提供、ホームページや情報誌等で市民活動に係る情報の収集・発信に努めている。ボランティア関係は、社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターで対応するとともにまちづくり協働オフィスと連携して実施している。	
					社会教育課	3	公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、地域づくりについて学習する機会を提供しているとともに、地域活動実施の際には公共施設(公民館)を提供している。	
				活動グループ、リーダー、生涯学習ボランティア	社会教育課	4	生涯学習大学では生涯学習推進員及び運営スタッフと協働の企画運営しており、生涯学習ボランティア育成に努めている。	
	3 郷土の生活、地域文化の発掘、創造に関する情報収集と提供		市民	社会教育課	5	生涯学習大学、高齢者生きがい創造学園の講座、公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、歴史や伝統文化の継承に努めている。		
	4 各種イベントの開催		市民	社会教育課	5	生涯学習大学の「修業のつどい」や高齢者生きがい創造学園の「学園祭」を開催することにより、学んだ成果を発表するとともに、社会への還元を促進している。		
				男女共同参画課	5	男女共同参画推進週間内に開催される女性フォーラムやウイメンズプラザ自主グループ主催のういめんずまつり等の開催		
	3 生涯学習成果の活用の推進	1 学習成果の活用に関する調査研究	市民	社会教育課	5	県内各市町との情報交換・研究成果発表など、新たな取組みや事例の共有を図っている。		

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査	
Ⅲ 女性の能力が発揮できるまちづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 政策・方針決定、審議会等への女性の登用拡大(ポジティブ・アクション=積極的改善措置)	1(1)女性の参画率50%の目標値達成 ・参画状況等の公表	市民	各種審議会等所管課	4	審議会等への女性の登用促進要綱に基づき、市を挙げて参画率の向上に努めている。男女共同参画推進状況等について市政だよりで公表している。	・「市政運営において女性の意見が反映されているか」に対して、「反映されている」と回答した割合は全体の33%であった。「反映されていない」と回答したのは19%で、「どちらともいえない」と回答したのは45%であった。「反映されていない」理由として、「社会のしくみが女性に不利」とする回答が全体の28%であり、ついで責任ある立場に女性が少ないという意見が多くみられた。 ・女性の社会参画に必要なこととして、全体の55%が「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し協力する」と回答しており、ついで「男女の固定的な役割について社会通念、慣習、しきたりをなくす」が39%であった。	
			(2)参画に関する調査・研究の実施	市民	各種審議会等所管課	5	毎年参画に関する調査を実施している。5年に1度市民意識調査を実施し、市民ニーズの把握に努めている		
			(3)条例、要綱等の見直し、公募枠の拡大等、女性の登用の促進 ・審議会等委員公募に関する情報の提供	市民	各種審議会等所管課	4	女性の登用拡大のため、審議会の要綱等の見直しに努めている。		
		2 自治会、PTA等各種団体組織への役員就任呼びかけ	女性市民	地域コミュニティ課	5	各校区連合自治会において女性部員の選出を依頼し、全ての校区からの選出までには至っていないが、平成26年度から女性部会の活動を開始した。現在も、未選出の校区に対し女性部員の選出を依頼している。			
			市民	社会教育課	2	各種委員の推薦の際に、積極的に女性を登用するよう呼びかけている。			
		2 女性の積極的な採用・登用の促進	1 女性職員の積極的な採用、登用、職域拡大の推進	市役所女性職員	人事課	5	採用・登用については、男女同一の基準で運用。職域拡大については、男性の多い職場に女性の配置を進める。職務分担において男女の別なく配分するよう指導を強化する。		・女性の参画率目標について、全体の42%が「50%以上」、32%が「40%以上」と回答している。目標とすべき参画率に対して「女性の意見をどんどん反映すべきだ」とする回答が最も多い反面、「現実的には難しい」と回答した割合が次いで多かった。
			2 女性職員の管理的部門等への登用の拡大	市役所女性職員	人事課	5	1に同じ。令和元年度:管理職(副課長以上)への女性の登用→20.5%(過去最高)、係長以上への女性の登用→23.2%(過去最高)		
			3 女性職員の管理的部門等への登用をめざした能力開発・研修会の充実	市役所女性職員	人事課	5	特別研修の実施及び派遣研修の庁内公募		
		3 審議会等委員に登用できる人材の育成	1 人材の育成をめざす研修機会等の提供	研修を希望する女性	男女共同参画課	6	にはま女性ネットワークによる人材育成。全国規模の大会や研修へ女性を派遣する国内派遣研修事業の実施。		
			2 人材リストの充実と積極的な活用	各種審議会等所管課	男女共同参画課	4	県の女性人材リストや県のみめボス講師等活用		
	2 エンパワメントの支援(女性が力をつけること)	1 女性の能力活用の促進	1(1)就職、再就職準備講座等の開催と情報提供	女性市民	男女共同参画課	5	ウイメンズプラザにおける再就職、社会参加促進等の講座の実施。職業安定所等からの各種情報の提供。	・仕事をしていると回答した女性の割合は、経年増加傾向にある。特に30~40代及び60代における増加が著しい。	
					産業振興課	5	ハローワーク等で実施。		
				女性市民	男女共同参画課	5	ウイメンズプラザにおける再就職、社会参加促進に関する講座の実施。職業安定所等からの各種情報の提供。		
				産業振興課	5	ハローワーク等で実施。			
			女性市民	男女共同参画課	4	ウイメンズプラザにて女性の職業生活・家庭生活相談を実施。			
				産業振興課	5	ハローワーク等で実施。			
		2 ネットワークへの支援	市民、各種団体	男女共同参画課	6	新居浜市女性連合協議会、にはま女性ネットワークなどへの活動支援。			
			2 情報活用能力の向上	1 情報の収集と提供	市民	男女共同参画課	4	エンパワメントカレッジ案内、ホームページ等を活用した情報提供。	
		2 情報のネットワーク化の促進		市民	男女共同参画課	4	ホームページ等を活用し、ネットワーク化の促進を検討。		
		3 女性総合センターの充実	1 女性総合センターの利用者組織の支援 ・組織の充実を図るための人材の育成	利用者組織	男女共同参画課	5	女性総合センター自主グループが実施する活動への支援。		
2(1)各種団体、グループ等の学習会等開催の支援と情報収集や発信	各種団体、グループ		男女共同参画課	5	ウイメンズプラザの利用促進				
(2)関係施設との機能連携	関係各機関		男女共同参画課	5	えひめ女性財団等との連携により、各種講座を実施している。				



男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査
IV 男女がともに働きやすい環境づくり	1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	1 職場、家庭、地域におけるワーク・ライフ・バランスの意識啓発	1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集及び提供 ・講演会、研修会等の開催	市民	男女共同参画課	5	リーダーズスクールの開催、ロビー展での情報提供 市内事業所を対象にワーク・ライフ・バランスや働き方改革講座を開催	<p>・WLBの実現度について、全体の59%が「うまくできている」「ややできている」と回答した。男女別で見ると、男性の方が「できている」と回答した割合は高かった。</p> <p>・職場におけるWLBの取組の現状について、どのように認識しているかについて、「十分に取組んでいる」が18%、「取組んでいるが不十分」「あまり取組んでいない」が58%となっている。</p> <p>・今後の必要性について、「積極的に取り組むべき」「ある程度取り組むべき」は67%となっている。</p> <p>・WLB推進によるプラス効果について、全体の6割が「家庭内の役割分担が進み、女性の負担が減る」と回答しており、ついで「共働きでも、子どもとの時間が増え、子育てに前向きになる」「長時間労働が減り、心身の健康に良い影響を及ぼす」となっている。</p>
			1 職員へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集及び提供 ・講演会、研修会等の開催	市役所職員	人事課	3	(1)ノー残業デーの徹底、有給休暇等の取得促進等、庁内掲示板や庁内放送を積極的に活用し、意識啓発を図っている。(2)次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の改訂(時間外勤務時間360時間以上の職員10%以下)(3)非常勤職員への育児休業及び部分休業導入(4)「女性活躍等推進事業研修会」の実施(5)管理職(副課長)を対象とした研修を実施し、イクボス宣言を行った。(6)女性職員を対象としたライフデザイン研修を実施した。(7)非常勤職員の育児休業の期間延長(原則1歳6か月、上限2歳)(8)法律上親子関係に準ずる関係にある養育里親に育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業を認める。	
			1 雇用主及び就労者に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ・企業へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	雇用主、就労者	産業振興課	5	関連パンフレットの配布等により周知。雇用対策協議会でのセミナー開催。 ワークライフバランス講座、働き方改革講座の実施	
			・市民からのワーク・ライフ・バランスに関する相談体制の整備	市民	男女共同参画課	2	各種ちらしやパンフレットを設置して情報提供したり、ホームページ等を通じ、市としてワーク・ライフ・バランスを推進していることを周知している。	
				介護福祉課	2	老人クラブ等の高齢者団体の活動を通じ、社会、家庭で高齢者もできる役割分担を啓もうする。		
				子育て支援課	6	保護者懇談会や参観日等の機会を通じて対応している。		
				保健センター	6	健康相談等により個別の相談に対応		
	2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女平等観に基づく就業意識の形成と啓発	1(1)男女平等の意識の啓発 (2)雇用問題に関する情報の収集と提供 ・研修、学習機会の充実	雇用主、就労者	男女共同参画課	4	男女共同参画社会づくり講演会、出前講座の実施等による意識啓発。	<p>・「職場」における男女の平等について、全体の68%が「男性が優遇されている」と回答している。</p> <p>・共働き世帯は、調査開始以降増加傾向にあり、全体の46%は共働き世帯であった。</p> <p>・職場等におけるハラスメントについて、男性の79%、女性の72%は「特になし」「未回答」であった。ハラスメントの経験について、「無視」や「人前で人格・能力を否定」の割合が多く、ハラスメントの経験のある男性のうち6割強が回答していた。</p>
				産業振興課	5	ハローワークとの連携による情報収集。		
				就職を希望する市民	産業振興課	5	ハローワークとの連携による情報収集。	
		2 就業活動を円滑にするために、就業状況に関する情報の収集及び提供の促進	3 職業の選択に関する情報の提供 ・進路指導担当教職員の研修の充実 ・適正や能力に応じた進路指導の推進	中高生とその保護者、中高教職員	学校教育課	6	特別活動の授業で実施。中学校区別研修会での研修。キャリア教育の充実。 職場体験学習の実施(中学2年生)	
				雇用主、市民	産業振興課	4	関連チラシの配布等による啓発。	
2 男女雇用機会均等法の啓発		1(1)男女雇用機会均等法、パート労働法及び就業援助対策等の周知啓発 (2)雇用主、関係団体等への遵守に向けての働きかけ	雇用主、関係団体	産業振興課	4	関連チラシの配布等による啓発。		
			市役所女性職員	人事課	5	男性の多い職場に女性の配置を進める。		
3 女性の就業分野拡大の推進		1 女性職員の職域の拡大 2 就職希望者の就職を支援する情報等の収集と提供	就職を希望する市民、就労者	男女共同参画課	5	ウイメンズプラザで再就職援助に関する講座の実施。		
				産業振興課	5	ハローワークとの連携による情報収集と関連チラシの配布等による情報提供。		
4 女性の雇用機会の拡大・再チャレンジをはじめとした就労支援		1 求職者の積極的雇用の促進支援 ・ハローワークとの連携促進 ・日中一時支援事業・タイムケア事業の充実 2 次世代を担う学生の雇用の促進支援	就職を希望する市民、障がい者	産業振興課	5	ハローワークとの連携による情報収集と関連チラシの配布等による情報提供。	<p>・今後就職を希望する理由として、女性の34%が「生計にゆとりをもたせるため」と回答しており、次いで「職業活動を通して、社会とのつながりを持ってみたいため」が29%、「生きがいを求めるため」が26%となっている。</p>	
			地域福祉課	5	就労支援のために日中一時支援事業及びタイムケア事業の充実を図っている。タイムケア事業については、障がい児の保護者の就労機会の拡大充実を図っている。			
	就職を希望する学生		産業振興課	6	大学生及び高校生対象の合同企業説明会の開催			

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査		
IV 男女がともに働きやすい環境づくり	3 職業能力の開発・発揮と女性起業家の支援	1 就業能力開発の支援	1 各種講座の情報提供	就職を希望する市民	産業振興課	5	市政日より、HP等による情報提供。	・職場における女性の待遇等について、全体の47%が「賃金に男女差がある」、全体の42%が「昇進・昇給に男女差がある」と回答している。また男性の約6割「女性の採用が少ない」と感じている。女性は「賃金」「昇進・昇給」に次いで、「休暇が取得しにくい」と感じている割合が高かった。		
			2 職業訓練の情報提供	市民	産業振興課	5	市政日より、HP等による情報提供。			
			3 雇用主、関係団体等へ就労者の能力活用についての働きかけ ・多様なニーズに適合する職業能力開発の支援 ・新しい情報技術を修得するための講座に関する情報提供	雇用主、関係団体、市民	産業振興課 男女共同参画課	6 5	従業員に対する研修受講や技能検定取得を図る中小企業団体、雇用主向けの補助制度の充実。 ウイメンズプラザで再就職援助に関する講座の実施。			
			4 障がい者や高齢者に対する積極的な雇用(ポジティブアクション)に関する情報提供	障がい者、高齢者	地域福祉課 産業振興課	5 5	障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、市内の就労支援事業所で組織されているはたらく部会と連携するとともに事業所情報をホームページに掲載するなど情報提供に努めている。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等で実施。			
		2 女性起業家の支援	1 女性起業家の実態把握による支援施策の展開 ・商工会議所等支援機関との連携 ・情報の提供	起業家をめざす女性	産業振興課	6	女性対象の創業支援補助制度や、えひめ東予産業創造センター等と連携して支援を行っている。			
			3 女性管理職の登用促進	1 女性管理職の人材育成 ・職員研修の充実	市役所女性職員	人事課	5		特別研修の実施及び派遣職員の庁内公募 特別研修「ライフデザイン研修」の実施	・責任ある役職に就きたいかについて、「就きたい」と回答したのは全体の28%であった。男女別でみると、男性の36%、女性の21%が「就きたい」と回答している。
		2(1)女性職員の管理職登用の促進 ・女性職員の業務分担の見直し及び登用、能力開発		市役所女性職員	人事課	5	男女同一の基準で運用			
		(2)民間企業への女性登用の促進 ・雇用主等への働きかけ		雇用主	男女共同参画課 産業振興課	3 4	女性活躍推進に関する講演会の開催や情報提供により働きかけている。イクボスリーフレット・動画の作成、ひめボス関係の周知。 関連パンフレットの配布等により周知。			
		4 多様な就業形態における労働条件の向上	1 働く女性の母性保護と健康の確保	1 働く女性の健康管理のための学習支援	雇用主、就労者	保健センター	6		就労女性の妊娠・出産に対して、母子健康手帳交付時に保健指導を実施している。	・退職理由について、男性の8割弱は「定年退職」としており、女性は「結婚・出産・育児のため」が女性の26%が最も多くなっており、ついで「結婚退職・出産退職の慣習のため」「定年退職」の順になっている。
				2 保健医療サービス等の情報提供	雇用主、就労者	保健センター	6		市政日より、市のホームページにて情報提供	
				3(1)母性保護制度の周知徹底 ・母性機能の重要性の認識啓発	雇用主、関係団体、就労者	保健センター	6		母子手帳交付時に情報提供	
				(2)健康診査の周知徹底の促進	雇用主、関係団体、就労者	保健センター	6		市が実施しているがん検診、若年者健康診査、成人歯周病検診等については、けんしんカレンダーの配布、商工会議所や事業主や関係団体へ検診の周知、年齢を絞っての往復はがき送付、家庭訪問等により事業周知と受診勧奨活動を実施している。	
	4 職場環境の整備に対する情報提供や健康相談体制確立の啓発			雇用主、関係団体	産業振興課 保健センター	4 4	関連パンフレットの配布等により周知。 がん予防や禁煙推進に関しての情報提供を実施。健康相談・健康教育は出前講座で対応。			
	5 改正労働基準法の周知徹底 ・妊娠、出産等を理由とした退職等の防止			雇用主、関係団体	産業振興課	4	関連チラシの配布等による周知。			
	2 セクシュアル・ハラスメント防止・対策の充実		1(1)セクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくり啓発	雇用主、関係団体	産業振興課	4	関連パンフレットの配布等により周知。			
			(2)セクシュアル・ハラスメントのガイドラインの周知徹底	市役所職員	人事課	3	ハラスメント相談員設置要綱の制定(平成30年)、周知、相談員の設置			
	3 パートタイマー、非正規労働者、派遣労働者、家内労働者等の労働条件の向上		1 就労者が安心して働くための労働関係法知識の情報提供	雇用主、就労者	産業振興課	3	※愛媛くらしの相談センター、愛媛県社会保険労務士会において、労働条件等についての相談や労働法令の情報提供を実施。			
			2 福利厚生制度、賃金制度の情報提供	雇用主、就労者	産業振興課	3				
	4 多様な就労形態や、情報通信技術に対応できる労働条件の整備		1(1)テレワーク等に関する情報収集と提供	雇用主、就職を希望する市民、就労者	産業振興課 男女共同参画課	3 4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に盛り込む項目として愛媛労働局が推進。 ウイメンズプラザで再就職援助事業の実施。			
				(2)相談機関との連携	雇用主、就労者	産業振興課 男女共同参画課	3 4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に盛り込む項目として愛媛労働局が推進。 ウイメンズプラザで女性の職業生活・家庭生活相談を実施。		



男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査	
IV 男女がともに働きやすい環境づくり	5 育児・介護等のための環境の整備と充実	1 育児休業制度・介護休業制度の普及促進の充実	1(1)育児・介護休業法の周知徹底と情報提供	雇用主、就労者	産業振興課	4	関連パンフレットの配布等による周知。	・「女性(妻)が仕事をもって、男性(夫)が家事・育児に専念するという選択肢があってもよい」に対して、「そう思う」と回答した割合は全体の73%であった。	
			(2)男性職員の育児・介護休暇の取得促進	市役所男性職員	人事課	4	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の改訂に基づく一般事業主行動計画の期間延長(1)育児休業等の取得率 希望者100%取得できる環境づくり(男性職員の育児休業取得あり)(2)時間外勤務時間360時間以上の職員10%以下(3)子の看護休暇を気兼ねなく取得できる雰囲気醸成(4)育児休業が1ヶ月以下の場合に期末・勤勉手当の支給割合を減じないよう規定(5)介護休暇の分割、介護時間の新設		
					男女共同参画課	4	管理職員対象のイクボス研修、働き方改革研修を実施 副課長以上イクボス宣言を実施		
			(3)従業員が育児・介護休業制度を取った際の事業主への奨励金、助成金制度の周知及び労働者への啓発 ・両立支援の優良事業を広報誌で紹介	雇用主、関係団体	産業振興課	5	関連パンフレットの配布等により周知。		
		2 仕事と育児・介護の両立支援の促進	1 育児・介護サービス事業の促進 ・ファミリー・サポートセンターの活用・充実 ・育児や介護を支援するネットワークの整備 ・児童館等における学童保育や放課後の児童育成を含めた保育の推進	仕事と育児・介護の両立を目指す男女	男女共同参画課	5	ウイメンズプラザの講座において、託児支援を実施。	・今後推進していくべき施策について「仕事をしながら育児や介護を行えるシステム作り」と回答した割合は全体の75%であり、「保育施設の充実などの子育て支援」と回答した割合は全体の53%であった。	
					子育て支援課	6	ファミリーサポートセンターや市民活動としての保育活動のサポーター、児童センター等の活動によって乳幼児を持つ親への子育て支援を行っている。		
					介護福祉課	4	老人クラブ等の活動を通じ、地域で支え合う体制づくりの事業を実施。		
			2 雇用主、関係団体等への職場慣行の見直しについての啓発	雇用主、関係団体	産業振興課	5	関連事業のパンフレット配布等による周知。		
					男女共同参画課	3	ウイメンズプラザにおいて関連事業のパンフレット配布。イクボス動画作成、ひめボス関係の周知。		
					男女共同参画課	2	女性活躍推進事業所やメルマガ登録事業所にイクボスセミナー等の案内。		
		3 企業への意識啓発 ・男性のための家事・育児・介護教室の開催 ・先進的な企業を紹介する等、意識啓発セミナーの開催 ・企業への出前講座の実施	雇用主、関係団体、就労者	産業振興課	4	関連事業のパンフレット配布等による周知。			
				3 育児・介護等に関する学習と相談機能の充実	初妊婦と配偶者	保健センター	6	両親学級の開催	・「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」に対して、「そう思う」と回答した割合は、全体の50%であった。また、「結婚しなくても、子どもはほしい」に対して、全体の20%が「そう思う」と回答した。
						2 ケアマネジャー等の高齢者介護要員の資質向上を図るための啓発活動の促進	在宅介護・看護事業主	地域包括支援センター	
		3 育児・介護に関する相談機能の充実	育児・介護に携わる男女					子育て支援課	
						地域包括支援センター	5	地域包括支援センター及び協力機関において、福祉サービス、介護保険制度の情報提供・相談・助言を実施するとともに、各校区ケアネットワーク推進協議会等に対する情報提供やケース支援を行った。協力機関の担当校区の再編を行いより身近な相談組織へと体制を強化するとともに、認知症カフェ等の支援活動の広報を強化し認知症家族等への相談支援強化も推進した。	
						保健センター	6	健康相談や育児支援家庭訪問事業の実施により、個別の相談に対応	
4 再雇用制度の普及定着・再就職に対する支援制度の確立	1 時代に即応した情報・学習機会の提供等 ・各種講座の情報提供 ・職業訓練施設の提供			就職を希望する男女	産業振興課	6	問合せに応じ、えひめ東予産業創造センターや高等技術専門学校での講座、訓練情報を随時提供。		

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査	
IV 男女がともに働きやすい環境づくり	6 農林水産・商工自営業におけるパートナーシップの確立	1 女性の労働条件の改善と技術・経営能力の向上	1 技術・経営向上に関する研修等の情報及び機会の提供と交流の促進	農林水産・商工自営業者	産業振興課	6	商工会議所の各種研修事業に助成。	
				農林水産課	5	<農業>生活研究協議会やJA女性部の活動。愛媛県東予地方局産業振興課が男女共同参画担当を設け、女性農家の支援を開始。		
			2 個々に応じた知識や技術を修得するため、研修・講座の情報提供 ・男女ともに参加しやすい体制づくりの推進	農林水産・商工自営業者	産業振興課	6	商工会議所の各種研修事業に助成。	
	3 農山漁村男女共同参画推進指針の周知の推進 ・労働力を正しく評価した家族経営協定締結の促進	農林水産業者	農林水産課	3	家族経営協定の周知等。愛媛県東予地方局、JAなど連携し、女性農家への支援と情報交換を実施。		JA、各漁協及び森林組合において、積極的に推進中。	
	2 女性の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画	1 農協・漁協における女性の正組合員加入促進についての啓発	農林水産業者	農林水産課	2			
		2 農協・漁協及び商工関係組織への女性役員の積極的登用についての啓発	農林水産・商工自営業者	産業振興課	3			商工関係団体へ依頼。
		3 自治会活動や各種団体等の催しへの参加促進	農林水産・商工自営業	産業振興課	4			商工関係団体へ依頼。
	3 女性の自立的活動への支援	1 女性リーダー等、女性人材育成への積極的な支援	農林水産・商工自営業に携わる女性	農林水産課	4	JA、各漁協及び森林組合において、積極的に推進中。		23期農業委員の選出にあたって、女性農業委員1名を任命した。
				農業委員会	1			
				産業振興課	5	商工関係団体へ依頼。		
	2 広域的な活動情報ネットワーク化の推進と誰もが参加しやすい日程の設定	2 広域的な活動情報ネットワーク化の推進と誰もが参加しやすい日程の設定	市民	男女共同参画課	4	ホームページ、市政だより等で情報提供。		0
				農林水産課	0	ホームページを中心とした情報発信を行う。		
				男女共同参画課	5	にいはま女性ネットワークにおけるリーダー養成。		
						6	商工会議所の各種研修事業に助成。	
						2	生活研究協議会やJA女性部にて、人材育成等の研修を行っている。愛媛県東予地方局、JAなど連携し、女性農家への支援と情報交換を実施。	



男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査
V 男女共同参画の家庭・地域づくり	1 家庭生活をともに支える意識啓発の推進	1 家庭生活をともに支える学習会等の開催 ・地域活動リーダーの育成	市民	男女共同参画課 社会教育課	5 0	男女共同参画社会づくり講演会の開催。 特に実施していないが、公民館活動の中で、地域の中で活動するリーダーの育成に繋がっている。	・「家庭生活」における男女の平等について、全体の62%は「男性が優遇されている」と回答しており、男女別で見ると、女性の方が男性よりも20%以上「男性が優遇されている」と感じている。
		2 家庭生活をともに支える情報の収集と提供 ・啓発資料等の作成・配布	市民	男女共同参画課 地域コミュニティ課	5 3	男女共同参画社会づくり講演会の開催。 出前講座で対応している。	
	2 家庭・地域における男女共同参画の促進	1(1)男女がともに地域行事に参加するための支援	市民	男女共同参画課	5	男女共同参画社会づくり講演会、にいはま女性フォーラム及びウイメンズブラザ主催事業等では託児を実施し、参加促進に努めている。	
		(2)男女がともに参加する家事・育児・介護教室の開催	市民	男女共同参画課 子育て支援課 介護福祉課	3 0 6	出前講座で対応している。 特に実施していない。 市老人クラブ連合会による減塩料理教室の開催。認知症予防講座の実施。	
		(3)男女で取り組む消費生活活動に対する啓発 ・男性の消費生活モニター参加促進	市民	地域コミュニティ課	2	物価調査やアンケートへ協力、消費者行政推進に係る学習会への参加。	
		2 男女共同参画フォーラム等の開催	市民	男女共同参画課	6	にいはま女性フォーラム、男女共同参画社会づくり講演会の開催。	
	3 女性リーダーの養成と情報提供の充実	1 地域活動を支える女性リーダーの養成	女性市民	男女共同参画課	5	にいはま女性ネットワークでリーダー養成。リーダーズスクールの実施	
		2 地域活動を行う個人、団体に対する情報提供機能の充実	地域活動を行う個人、団体	地域コミュニティ課 男女共同参画課	3 4	出前講座で対応している。 出前講座で対応している。	
	4 ボランティア活動等市民活動への参加促進	1(1)ボランティア休暇制度の活用の促進	市役所職員	人事課	4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合に、1年につき5日間の特別休暇を付与する。	
		(2)ボランティア活動に関する情報の収集と提供	市民	地域コミュニティ課	5	まちづくり協働オフィスにおいて、情報収集、情報提供に努めている。ボランティア関係は、社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターで対応するとともにまちづくり協働オフィスと連携して実施している。	
		(3)ボランティアの養成	市民	地域コミュニティ課	3	本市ボランティア(個人)総合窓口は、社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターとなっており、市やまちづくり協働オフィスと連携し、需給ニーズの調整にあたっている。	
		2 NPO活動への支援	市民	地域コミュニティ課	5	まちづくり協働オフィスで、市民活動団体の活動、交流、情報交換する場の提供、相談等により、NPO活動を支援している。また、NPO法人設立等の相談を随時受付している。	
	5 地域活動への参加促進	1 性別、世代を越えた地域活動への参加促進	市民	男女共同参画課	4	ホームページ、市政だより等で情報提供。	・WLB推進によるプラス効果として「働く人々が地域活動に関わることができるようになり、地域の活性化に繋がる」と回答した割合は全体の2割強であった。
				地域コミュニティ課	4	様々な自治会活動を通じて実践している。	
				社会教育課	6	公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、性別、世代問わず参加ができる講座を開催し、学習機会を提供している。	

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査
V 男女共同参画の家庭・地域づくり	2 家庭・地域における男女の子育て環境の整備充実	1 多様な保育需要への対応	1 多様な保育ニーズに対応した保育サービス及び地域における子育て支援の充実 ・ファミリーサポートセンターの運営 ・障がい児や乳幼児を持つ家庭における保育サービスの充実 ・子育て学習講座等の実施 ・地域子育て支援拠点事業の推進	子育て中の市民	子育て支援課	6	ファミリーサポートセンターについては、一定の市民周知が図られ、利用者も育児の中での悩みを解消するため、自ら選択して有効活用している。障がい児に関する支援についても会員相互支援の動きが生まれており、順次整備されている。	
					子育て支援課	6	地域子育て支援拠点事業については、一般型として8箇所開設されており、子育て中の親子が気軽に集まり、育児相談や情報交換をする等交流の場となり、子育ての不安感の緩和が図られた。	
					男女共同参画課	4	ウイメンズプラザにおいて、子育て支援に関する講座を実施。	
		2 男性職員の育児休暇の取得促進	市役所男性職員	人事課	4	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の改訂に基づく一般事業主行動計画の期間延長(1)育児休暇等の取得率 希望者100%取得できる環境づくり(男性職員の育児休業取得あり)(2)時間外勤務時間360時間以上の職員10%以下(3)子の看護休暇を気兼ねなく取得できる雰囲気醸成(4)育児休業が1ヶ月以下の場合には期末・勤勉手当の支給割合を減じないよう規定		
				男女共同参画課	4	イクボス研修・イクボス宣言による意識醸成。		
	2 児童・生徒の健全育成の推進	1(1)児童のための学校の余裕教室や公共施設の提供	児童	学校教育課(社会教育課)	6	地域の自治会、社会体育団体(スポーツ少年団等)が行う、地域のスポーツ・レクリエーション活動に対し、または学校のPTAの活動のため、学校のグラウンド、体育館を開放し、地域の中の児童の健全育成の推進のため場所を提供している。		
				市民	男女共同参画課	5		男女共同参画社会づくり講演会、いはいま女性フォーラム及び新居浜ウイメンズプラザ主催事業等では託児を実施し、参加促進に努めている。
				不登校生とその家庭	学校教育課	6		適応指導教室、保護者、学校との連携 体験学習・カウンセリング・相談業務の充実 ITを利用した自主学習の充実
		2 家庭・地域における道徳教育の推進	市民	社会教育課	3	公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、家庭教育に関する講座を開催し、社会常識やルールについて教えた。		
		3 児童虐待に迅速に対応できる体制の維持	市民	子育て支援課	6	児童虐待に関しては、市の窓口として、東予子ども・女性支援センターなどの関係機関と連携し対応している。		
	男女共同参画課			5	DV対策に連動して、児童虐待に対応できる体制を図っている。			
	3 男女共同参画の視点に立った地域防災づくり	1 男女共同参画の視点に立った地域防災づくり	1(1)全市にわたる防災計画、防災に関する情報の周知徹底	市民	防災安全課	4	防災週間中のロビー展実施やえひめ防災キャンペーンの実施等により防災意識の啓発に努めた。また、女性に配慮した避難所運営や、家庭でできる防災対策等に関する出前講座を実施し、啓発を行った。 避難行動要支援者プランについては市内全域の要支援者把握調査を完了し、台帳の作成・地域へのリストを配布し、更新作業を実施した。 市民への防災情報の周知徹底手段として、防災行政無線と市内184箇所の自治会広報設備を連動し、運用している。	・「防災活動において男女共同参画を推進していくために必要なこと」について、全体では、避難所設備や被災者相談体制、災害復旧・復興計画に関する項目が上位を占め、それぞれが6割を超えた結果となっている。男性は上記に加え、責任者として男女がともに配置された避難所運営、男女両方の視点が入った防災会議について必要と考える割合が6割を超えている。
					消防本部	5	火災等災害発生時には、テレホンサービスやメールマガジン、ホームページなどを活用し災害情報を流すなど、災害弱者に配慮した機能を取り入れ積極的に情報提供を実施。また、救急活動についても、CATV、市政だより、救急講習等を通じ救急車の正しい利用方法、応急手当の普及啓発に取り組んでいる。	
					市民	防災安全課	3	
消防本部			5	自主防災訓練、防災講習等を通じ、市民にその都度情報を提供するとともに、意見を聞くこととしている。				
(2)防災計画策定にあたって広く市民からの意見聴取			市民	防災安全課	3	防災訓練、出前講座等において、市民からの意見を広く伺った。		
				消防本部	5	自主防災訓練、防災講習等を通じ、市民にその都度情報を提供するとともに、意見を聞くこととしている。		
(3)地域活動リーダーの育成	市民	防災安全課	6	自治会や市民団体への出前講座・防災講演会や、自主防災組織への支援の中で、地域住民の連携による防災対策の意識啓発に取り組み、地域社会で防災を担う人材の育成に努めた。また、平成30年度は、愛媛県防災士養成講座の受講を推進し、地域防災活動のリーダーとなる防災士を47名養成した。なお、女性防災士は10名で約21%を占めた。また、市内15校区において、地域と消防団、学校等の連携による防災訓練を実施し、企画段階から地域自主防災組織に委ねることにより、組織の育成強化を行った。				



男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

	重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査
VI いきいき暮らせる社会づくり	1 生涯にわたる男女の健康づくり	1 体力づくりの推進	1 健康診査、地域での軽スポーツなど奨励	市民	スポーツ振興課	6	指導者向けに軽スポーツの研修を行い、校区スポーツ教室や軽スポーツ大会などの大会を通じて、市民に対し軽スポーツの周知・普及に努めた。	
		2 心身の健康づくりの推進	1 メンタルヘルスの必要性の啓発	市民	保健センター	6	新居浜市自殺対策計画を策定しメンタルヘルスの重要性を周知に取り組む。市政だより特集号で、掲載心の健康づくりに関する記事の掲載や自殺予防週間などに合わせた市役所ロビーや図書館ロビーで展示を実施した。また地域の会議や出前講座にて啓発を行った。	
			2 カウンセリング機能とメンタルヘルスに関する各種講座の充実	市民	保健センター	6	健康づくりリーダーや市民を対象としたゲートキーパー養成講座を開催。自殺予防に関する正しい知識の習得とゲートキーパーの役割を学び、地域での実践に活かした。また精神科医師や臨床心理士による心身の相談を実施した。	
		3 食育を通じた健康づくりの充実	1 「第2次元気プラン新居浜21」「新居浜市食育推進計画」に基づく生活習慣病予防対策の実施 ・健康教室、料理教室などを開催し、啓発及び指導の実施	市民	保健センター	6	食育アドバイザー養成のための教室や地域において生活習慣病予防のための教室を支援した。幼児・小学生を持つ保護者(父親も含む)を対象に、生活習慣病予防につながる食育教室等を実施した。	
	4 生涯を通じた女性への健康支援	1 性や生命を尊重する概念の浸透 ・学校や地域における意識啓発や学習機会の提供	市民	男女共同参画課	2	新居浜市男女共同参画推進条例(第3条関係)を制定し、ウイメンズプラザ等で意識啓発を実施。		
				保健センター	6	出前講座等に対応 また、社会福祉協議会・学校教育課の協同事業で、中学校対象に行われる「命の授業」に協力		
				社会教育課	4	公民館等を拠点として実施している地域教育力向上プロジェクト推進事業において、人権啓発講座を開催し、命の大切さを学習する機会を提供している。		
				学校教育課	6	性教育、薬物乱用防止教育の実施		
		2 女性特有の病気(子宮がん、乳がん、骨粗鬆症など)に対する正しい知識の普及と検診・相談体制の充実	市民	保健センター	6	早期発見・早期治療の重要性の周知啓発を図るため、健康教育等による正しい知識の普及に努めている。女性健康診査や骨粗しょう症検診、子宮がん(無料)、乳がん検診(無料)を実施している。		
				3 性感染症や薬物乱用など女性の健康を脅かす問題について、正しい知識や認識の普及・浸透	市民	保健センター	6	薬物乱用防止のポスター掲示や関係機関への周知を行った。
	学校教育課	6	性教育、薬物乱用防止教育の実施					
	支2 高年齢者・母子への保健医療	1 高齢者が安心して暮らせる保健医療の支援	1 介護保険・高齢者医療制度の支援 ・保健医療機関との連携 ・出前講座の利用促進	市民	介護福祉課	6	老人クラブなどを通じ保健・医療等制度への啓もう理解を進めた。	
					国保課	6	市政だより(年1回)、国保及び後期の被保険者に対しパンフレット配布、ホームページによる情報提供。出前講座の実施。	
		2 母子が安心して暮らせる保健医療の支援	1 母子健康講座の充実及び利用しやすい健康相談窓口の充実強化	母子	保健センター	6	出前講座の実施。電話による相談や育児支援家庭訪問等による個別相談で対応	
子育て支援課					6	婦人・家庭児童相談の実施		
2 年金、医療保険制度の情報提供及び学習機会の提供、意識啓発	市民	市民課	6	市政だより(毎月、11月特集)、ホームページ等により広報に努めている。また、年金事務所との協力連携による各種パンフレット等の配布により年金制度の広報啓発活動を行っている。				
			国保課	6	ホームページによる情報提供。市政だより(年2回)、チラシ(年2回)配布。			

男女共同参画計画に関する取組状況(平成30年度まで)

達成度

6:100%/5:80%以上/4:60~80%/3:40~60%/2:20~40%/1:20%以下/0:0%

資料 2

重点目標	推進項目	行政の役割	施策対象者	担当課所	達成度	具体的内容	市民意識調査				
VI いきいき暮らせる社会づくり	支 3 援・男 女共 同参 画の 視点 に立 った 高齢 者・ 障が い者 サー ビス の	1 在宅福祉サービスの支援	1 介護保険適用外高齢者への自立支援	市民	介護福祉課	6	健康寿命延伸の活動団体(老人クラブ活動)への補助。	・自身の介護を頼みたい相手について、男性の53%が「配偶者」、女性の47%が「介護施設」となっている。			
					保健センター	6	保健師・看護師等による訪問指導の実施。処遇困難ケースについては、関係機関と調整し、地域包括支援センター等へつなげる。				
				市民	介護福祉課	6	市老人クラブ連合会による減塩料理教室の開催。				
				2 介護従事者の養成 ・男性が参加しやすい介護講座や料理教室の開催	市民	介護福祉課	6		市老人クラブ連合会による減塩料理教室の開催。		
					保健センター	0	平成30年度は依頼がなく実施していない。				
			市民		介護福祉課	4	市政だより・出前講座・パンフレット等により周知を図っている。				
				3 改正介護保険法及び障害者総合支援法の情報提供 ・福祉に携わる人材確保に関する支援	市民	介護福祉課	4		市政だより・出前講座・パンフレット等により周知を図っている。		
					地域福祉課	5	市政だより・出前講座等により周知を図っている。				
			2 施設福祉サービスの支援	1 福祉施設や福祉に関するサービス、制度に関する情報の提供	市民	地域福祉課	5	制度の改正や福祉に関する新しい情報について、ホームページや市政だよりに掲載することで啓蒙に努めている。			
					3 相談体制の充実	1 利用しやすい相談体制の充実強化	市民	地域福祉課	5	6箇所の委託相談支援事業所及び9箇所の計画相談支援事業所と定期的に会議を行い情報を共有するなど相談支援充実に努めている。また、地域福祉課窓口月に1回総合相談窓口を開設することにより、利用しやすい相談体制の充実強化に努めている。	
							4 いきがい対策の充実	1 高齢者の学習機会及び講座の充実	市民	社会教育課	6
		2 高齢者の就労、雇用の促進と情報の提供	市民	産業振興課	6	新居浜市シルバー人材センターと連携。補助金交付による取組支援。					
4 家庭 生活 の安 定の 支援	1 ひとり親家庭の生活安定のための支援		1 児童扶養手当制度をはじめ、福祉資金貸付制度や医療費公費負担制度の充実及び情報提供	ひとり親家庭	子育て支援課	6	児童扶養手当、母子家庭医療費助成などの福祉制度、母子寡婦福祉資金貸付制度等により生活の支援を行っている。				
		ひとり親家庭		子育て支援課	6	母子・父子自立支援員を配置し、自立支援の相談に応じている。また、母子家庭の母親を対象としたパソコン講座等により就業支援を行っている。					
				産業振興課	6	えひめ東予産業創造センターでのパソコン研修等の情報提供。					
		ひとり親家庭		子育て支援課	6	母子・父子自立支援員を配置し、生活相談等を実施している。					
				地域福祉課	6	民生児童委員及び主任児童委員(294名)による各種相談業務及び関係機関との連携の継続的な実施。					
		ひとり親家庭		子育て支援課	6	若宮保育園・垣生保育園の2箇所における一時保育の実施、ファミリーサポートセンターの活動等により、子育て支援体制の整備を図っている。					
			4 学童保育や保育所、一時保育等子育て支援体制の充実強化	ひとり親家庭	子育て支援課	6	若宮保育園・垣生保育園の2箇所における一時保育の実施、ファミリーサポートセンターの活動等により、子育て支援体制の整備を図っている。				
				学校教育課	5	放課後児童クラブの施設整備や内容充実、放課後子ども教室の活動充実等により子育て支援体制の充実強化や環境整備を図っている。					
		2 障がい者(児)家庭への支援	1 障がい者(児)の自立支援の充実	障がい者(児)の自立支援の充実	障がい者(児)家庭	地域福祉課	5		障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき相談支援事業を充実させ、障がい者(児)のニーズの把握に努め在宅生活の支援を行っている。		
						子育て支援課	6		地域福祉課との連携やファミリーサポートセンター会員相互の協力体制の整備に努めている。		
						保健センター	5		成人対象に健康相談・調理実習等を実施し、QOLの向上並びにADLの維持及び低下予防に努めている。専門医や臨床心理士による発達相談を実施している。		
市民	地域福祉課					5	出前講座や他の研修会などの機会意識啓発に努めている。				